

社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律要綱

平成12年5月29日 成立
平成12年6月7日 公布

第一 改正の趣旨

社会福祉の一層の増進を図るため、福祉サービスに関する情報の提供、利用の援助及び苦情の解決に関する規定を整備し、福祉サービスの利用者の利益の保護を図るとともに、身体障害者・知的障害者・障害児等に係る福祉サービスに関し市町村等による措置から利用者の申請に基づき支援費を支給する制度に改めるほか、市町村地域福祉計画等の作成その他の地域福祉の推進を図るための規定を整備する等の所要の措置を講ずること。

第二 社会福祉事業法の一部改正の要点

一 法律の題名及び総則に関する事項

- 1 法律の題名を「社会福祉法」に改めること。
- 2 この法律の目的を、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め・社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（地域福祉）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することとする。 （社会福祉法第一条関係）

- 3 社会福祉事業の範囲を次のように改めること。
（社会福祉法第二条関係）
 - (1) 公益質屋を経営する事業を第一種社会福祉事業から削除すること。
 - (2) 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業、盲導犬訓練施設を経営する事業、知的障害者デイサービス事業、知的障害者相談支援事業、知的障害者デイサービスセンターを経営する事業及び福祉サービス利用援助事業を第二種社会福祉事業に追加すること。
 - (3) (2)に掲げる事業のうち「福祉サービス利用援助事業」とは、精神上的の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスの利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続き又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいうものとする。
 - (4) 常時保護を受けている者が二十人未満であるために社会福祉事業に含まれなかった事業のうち、政令で定めるものについては、常時保護を受ける者が十人以上であれば、社会福祉事業に含まれるものとする。
- 4 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が、心身とも

に健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならないことを福祉サービスの基本的理念とすること。（社会福祉法第三条関係）

5 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならないこととすること。（社会福祉法第四条関係）

6 社会福祉を目的とする事業を営む者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならないことを福祉サービスの提供の原則とすること。（社会福祉法第五条関係）

7 社会福祉を目的とする事業を営む者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならないことを国及び地方公共団体の責務とすること。（社会福祉法第六条関係）

二 社会福祉法人に関する事項

1 経営の原則

社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならないことを社会福祉法人の経営の原則とすること。（社会福祉法第二十四条関係）

2 収益事業の収益の充当先

収益事業の収益を公益事業（政令で定めるものに限る。）に充当できることとすることとすること。

（社会福祉法第二十六条第一項関係）

3 報告書等の閲覧

社会福祉法人は、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書並びにこれに関する監事の意見を記載した書面を各事務所に備えて置き、利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないこととすること。（社会福祉法第四十四条第四項関係）

三 社会福祉施設の最低基準に関する事項

厚生大臣は、福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の社会福祉施設の運営に関する必要な最低基準を定めることとすること。

（社会福祉法第六十五条第一項関係）

四 福祉サービスの適切な利用に関する事項

1 情報の提供等

(1) 社会福祉事業の経営者は、福祉サービスを利用しようとする者が、適切かつ円滑にこれを利用することができるように、その経営する社会福祉事業に関し情報の提供を行うよう努めなければならないこととすること。（社会福祉法第七十五条第一項関係）

(2) 国及び地方公共団体は、福祉サービスを利用しようとする者が必要な情報を容易に得られるように、必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととすること。（社会福祉法第七十五条第二項関係）

(3) 社会福祉事業の経営者は、福祉サービスの利用を希望する者からの申込みがあった場合には、契約内容等を説明するよう努めなければならないこととするとともに、利用契約が成立したときは、その利用者に対し、当該契約に係る重要事項を記載した書面を交付しなければならないこととすること。（社会福祉法第七十六条及び第七十七条関係）

(4) 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずるよう努めなければならないこととするとともに、国は、福祉サービスの質の公正が

つ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならないこととすること。

(社会福祉法第七十八条関係)

- (5) 社会福祉事業の経営者は、誇大広告をしてはならないこととすること。(社会福祉法第七十九条関係)

2 福祉サービスの利用の援助等

- (1) 福祉サービス利用援助事業を行う者は、当該事業を行うに当たっては、利用者の意向を十分に尊重するとともに、利用者の立場に立って公正かつ適切な方法により行わなければならないこととすること。(社会福祉法第八十条関係)
- (2) 都道府県社会福祉協議会は、都道府県の区域内においてあまねく福祉サービス利用援助事業が実施されるために必要な事業を行うとともに、当該事業の従事者の資質向上のための事業及び福祉サービス利用援助事業に関する普及啓発を行うものとしてすること。(社会福祉法第八十一条関係)
- (3) 社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならないこととすること。(社会福祉法第八十二条関係)
- (4) 都道府県の区域内において、福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、都道府県社会福祉協議会に、運営適正化委員会を置くものとしてすること。(社会福祉法第八十三条関係)

3 社会福祉を目的とする事業を営業者への支援

都道府県社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を営業者がその行った福祉サービスの提供に要した費用に関して地方公共団体に対して行う請求事務の代行その他の社会福祉を目的とする事業を営業者が当該事業を円滑に実施することができるよう支援するための事業を実施するよう努めなければならないこととすること。(社会福祉法第八十八条関係)

五 地域福祉の推進に関する事項

1 市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画

- (1) 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとしてすること。(社会福祉法第七十七条関係)
- (2) 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、都道府県地域福祉計画を策定し、又は変更、しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとしてすること。(社会福祉法第八十条関係)

2 社会福祉協議会

- (1) 社会福祉協議会は、地域福祉の推進を目的とし、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加するものであることとすること。(社会福祉法第九十一条第一項及び第二項並びに第一百条第一項関係)
- (2) 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、それぞれ一又は同一都道府県内の二以上の市町村及び指定都市内の一又は二以上の区を区域として設立することができることとするとともに、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて事業を実施することができるものとしてすること。(社会福祉法第九十一条第一項、第二項及び第四項関係)
- (3) 都道府県社会福祉協議会の事業として、社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修並びに社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言を行うことを追加すること。(社会福祉法第一百条第一項関係)

3 共同募金

- (1) 寄附金の公正な配分に資するため、共同募金会に配分委員会を置くものとする。 (社会福祉法第百十五条第一項関係)
- (2) 地域福祉の推進の観点から、共同募金会がその寄附金の募集を行う都道府県の区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数にその寄附金を配分しなければならない旨の規定を削除すること。 (社会福祉法第百十五条第二項関係)
- (3) 共同募金会は、当該募集を行った会計年度の翌年度の末日までにその寄附金を配分しなければならないこととともに、災害の発生等の特別の事情がある場合に備えるための準備金を積み立てることができることとし、特別の事情があった場合には当該準備金の全部又は一部を他の共同募金会に拠出できることとする。 (社会福祉法第百十七条第三項並びに第百十八条第一項及び第二項関係)

- 六 その他「収容」等の用語を改める等所要の改正を行うこと。

第三 身体障害者福祉法の一部改正の要点

一 総則に関する事項

- 1 身体障害者福祉法上の事業及び施設として、次に掲げる事業及び施設を追加すること。
 - (1) 身体障害者相談支援事業 身体障害者又はその介護を行う者に対する情報の提供並びに相談及び指導並びに関係機関との連絡調整等の援助を総合的に行う事業 (身体障害者福祉法第四条の二関係)
 - (2) 身体障害者生活訓練等事業 点字又は手話の訓練その他の身体障害者が日常生活又は社会生活を営むために必要な訓練等の援助を提供する事業 (身体障害者福祉法第四条の二関係)
 - (3) 手話通訳事業 聴覚障害者等につき、手話通訳等に関する便宜を供与する事業 (身体障害者福祉法第四条の二関係)

- (4) 盲導犬訓練施設 無料又は低額な料金で、盲導犬の訓練及び視覚障害者に対し盲導犬の利用に必要な訓練を行う施設 (身体障害者福祉法第五条及び第三十三条関係)
- 2 視覚障害者情報提供施設の機能に、点訳又は手話通訳等を行う者の養成又は派遣等の便宜の供与を加えること。 (身体障害者福祉法第三十四条関係)

二 更生援護に関する事項

1 用語の定義

「身体障害者居宅支援」とは、身体障害者居宅介護、身体障害者デイサービス及び身体障害者短期入所をいい、「身体障害者施設支援」とは、身体障害者更生施設支援、身体障害者療護施設支援及び身体障害者産産施設支援をいう。 (身体障害者福祉法第四条の二及び第五条関係)

2 市町村の情報提供等

身体障害者の居住地の変更に伴う更生援護の実施者の変更について定めるとともに、市町村は、身体障害者に対する福祉に関する必要な情報提供、相談及び指導等を行わなければならないこととする。 (身体障害者福祉法第九条第三項関係)

3 利用の調整等

市町村は、身体障害者から求めがあったときは、身体障害者居宅生活支援事業その他の事業又は身体障害者更生援護施設の利用についてあつせん又は調整を行うとともに、必要に応じて、身体障害者居宅生活支援事業その他の事業を行う者又は身体障害者更生援護施設の設置者に対する利用の要請を行うものとする。 (身体障害者福祉法第十七条の三第一項関係)

4 支援費の支給

- (1) 市町村は、居宅生活支援費又は施設訓練等支援費の支給決定を受けた身体障害者が、指定居宅支援事業者が提供する・身体障害者居宅支援 (指定居宅支援) 又は指定身体障害者更生施設等が提供する身体障害者施設支援 (指定施設支援) を受けたときは、当該指定居宅支援又は指

定施設支援に要した費用について、居宅生活支援費又は施設訓練等支援費を支給すること。

（身体障害者福祉法第十七条の四及び第十七条の十関係）

- (2) 市町村は、居宅生活支援費の支給決定を受けた身体障害者が、指定居宅支援以外の身体障害者居宅支援を受けた場合において、必要があると認めるときは、これに要した費用について、特例居宅生活支援費を支給することができること。（身体障害者福祉法第十七条の六関係）

5 指定居宅支援事業者及び指定身体障害者更生施設等

- (1) 指定居宅支援事業者の指定は、身体障害者居宅生活支援事業を行う者の申請により、身体障害者居宅支援の種類及び身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所ごとに都道府県知事が行うこと。（身体障害者福祉法第十七条の十七関係）

- (2) 指定身体障害者更生施設等の指定は、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設又は特定身体障害者授産施設（身体障害者更生施設等）であって、その設置者の申請があったものについて都道府県知事が行うこと。（身体障害者福祉法第十七条の二十四関係）

6 居宅介護、施設入所等の措置

- (1) 市町村は、身体障害者居宅支援を必要とする者が、やむを得ない事由により居宅生活支援費又は特例居宅生活支援費の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、居宅介護等の措置を採ることができるものとする。

（身体障害者福祉法第十八条第一項関係）

- (2) 市町村は、身体障害者更生施設等への入所を必要とする者が、やむを得ない事由により施設訓練等支援費の支給を受けること等が著しく困難であると認めるときは、施設入所等の措置を採らなければならないものとする。（身体障害者福祉法第十八条第三項関係）

7 社会参加の促進等

身体障害者の社会参加を促進する事業の実施に努めることを地方公共団体の責務とすること。

（身体障害者福祉法第二十一条の四関係）

三 費用に関する事項

市町村が支弁する居宅生活支援費若しくは特例居宅生活支援費又は施設訓練等支援費に係る都道府県及び国の負担又は補助について、それぞれ次のようにすること。（身体障害者福祉法第三十七条及び第三十七条の二関係）

- (1) 施設訓練等支援費 都道府県はその四分の一を、国はその十分の五を負担すること。（都道府県の負担については、福祉事務所を設置しない町村が支弁するものに限る。）
- (2) 居宅生活支援費又は特例居宅生活支援費 都道府県はその四分の一以内を、国はその十分の五以内を補助できること。

四 その他所要の規定の整備を行うこと。

第四 知的障害者福祉法の一部改正の要点

一 総則に関する事項

1 知的障害者の自立と社会経済活動への参加の促進をこの法律の目的として明示するとともに、知的障害者の自立への努力について定め、また、すべての知的障害者はあらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする。（知的障害者福祉法第一条及び第一条の二関係）

2 知的障害者福祉法上の事業及び施設として、次に掲げる事業及び施設を追加すること。

- (1) 知的障害者デイサービス事業 手芸、工作その他の創作的活動、社会適応訓練、介護方法の指導等の便宜の供与（知的障害者デイサービス）を必要とする十八歳以上の知的障害者又はその介護を行う者を厚生労働省令で定める施設に通わせ、知的障害者デイサービスを提供する事業（知的障害者福祉法第四条関係）

(2) 知的障害者相談支援事業 十八歳以上の知的障害者又はその介護を行う者に対する情報の提供並びに相談及び指導並びに関係機関との連絡

調整等の援助を総合的に行う事業（知的障害者福祉法第四条関係）

- (3) 知的障害者デイサービスセンター 知的障害者デイサービスを提供することを目的とする施設（知的障害者福祉法第五条及び第二十一条の五関係）

二 更生援護に関する事項

1 用語の定義

「知的障害者居宅支援」とは、知的障害者居宅介護、知的障害者デイサービス、知的障害者短期入所及び知的障害者地域生活援助をいい、「知的障害者施設支援」とは、知的障害者更生施設支援、知的障害者授産施設支援、知的障害者通勤寮支援及び心身障害者福祉協会の設置する福祉施設において提供される支援をいうこと。（知的障害者福祉法第四条及び第五条関係）

2 市町村の情報提供等

知的障害者の居住地の変更に伴う更生援護の実施者の変更について定めるとともに、市町村は、知的障害者に対する福祉に関する必要な情報提供、相談及び指導等を行わなければならないこととする。（知的障害者福祉法第九条第一項及び第三項関係）

3 知的障害者更生相談所及び知的障害者福祉司

- (1) 知的障害者更生相談所は、市町村の更生援護の実施に関し、市町村相互間の連絡調整等必要な援助等を行うこと。（知的障害者福祉法第十二条関係）
- (2) 都道府県は、その設置する知的障害者更生相談所に知的障害者福祉司を置かなければならないこととする。（知的障害者福祉法第十三条第一項関係）

4 利用の調整等

市町村は、十八歳以上の知的障害者から求めがあったときは、知的障害者居宅生活支援事業その他の事業又は知的障害者援護施設の利用についてあつせん又は調整を行うとともに、必要に応じて、知的障害者居宅生活支援事業その他の事業を行う者又は知的障害者援護施設の設置者に対する利用の要請を

行うものとする。（知的障害者福祉法第十五条の四第一項関係）

5 支援費の支給

- (1) 市町村は、居宅生活支援費又は施設訓練等支援費の支給決定を受けた十八歳以上の知的障害者が、指定居宅支援事業者が提供する知的障害者居宅支援（指定居宅支援）又は指定知的障害者更生施設等が提供する知的障害者施設支援（指定施設支援）を受けたときは、当該指定居宅支援又は指定施設支援に要した費用について、居宅生活支援費又は施設訓練等支援費を支給すること。（知的障害者福祉法第十五条の五及び第十五条の十一関係）
- (2) 市町村は、居宅生活支援費の支給決定を受けた知的障害者が、指定居宅支援以外の知的障害者居宅支援を受けた場合において、必要があると認めるときは、これに要した費用について、特例居宅生活支援費を支給することができること。（知的障害者福祉法第十五条の七関係）

6 指定居宅支援事業者及び指定知的障害者更生施設等

- (1) 指定居宅支援事業者の指定は、知的障害者居宅支援事業を行う事業者の申請により、知的障害者居宅支援の種類及び当該知的障害者居宅支援を行う事業所ごとに都道府県知事が行うこと。（知的障害者福祉法第十五条の十七関係）
- (2) 指定知的障害者更生施設等の指定は、知的障害者更生施設、特定知的障害者授産施設又は知的障害者通勤寮（知的障害者更生施設等）であつて、その設置者の申請があつたものについて都道府県知事が行うこと。（知的障害者福祉法第十五条の二十四関係）

7 居宅介護、施設入所等の措置

- (1) 市町村は、知的障害者居宅支援を必要とする者が、やむを得ない事由により居宅生活支援費又は特例居宅生活支援費の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、居宅介護等の措置を採ることができるものとする。（知的障害者福祉法第十五条の三十二第一項関係）

(2) 市町村は、十八歳以上の知的障害者が、やむを得ない事由により施設訓練等支援費の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、施設入所等の措置を採らなければならないものとする。 (知的障害者福祉法第十六条第一項関係)

三 費用に関する事項

市町村が支弁する居宅生活支援費若しくは特例居宅生活支援費又は施設訓練等支援費に係る都道府県及び国の負担又は補助について、それぞれ次のようにすること。 (知的障害者福祉法第二十五条及び第二十六条関係)

- (1) 施設訓練等支援費 都道府県はその四分の一を、国はその十分の五を負担すること。 (都道府県の負担については、福祉事務所を設置しない町村が支弁するものに限る。)
- (2) 居宅生活支援費又は特例居宅生活支援費 都道府県はその四分の一以内を、国はその二分の一以内を補助できること。

四 その他所要の規定の整備を行うこと。

第五 児童福祉法の一部改正

一 総則に関する事項

- 1 児童福祉法上の事業として、障害児相談支援事業 (障害児及びその保護者に対する情報の提供並びに相談及び指導並びに関係機関との連絡調整等の援助を総合的に行う事業) を追加すること。 (児童福祉法第六条の二関係)
- 2 児童委員に関する事項
 - (1) 児童委員は、その担当区域内における児童及び妊産婦に関し、必要な事項について児童相談所長に通知するときにおいて、緊急の必要があると認める場合には、市町村長を経由しないことができることとする。 (児童福祉法第十三条第三項関係)
 - (2) 要保護児童を発見した者が、当該児童を福祉

事務所又は児童相談所に通告する場合に、児童委員を介して行うことができることとする。 (児童福祉法第二十五条関係)

- 3 障害児相談支援事業を行う者は、児童又はその保護者に対し、児童相談所長又は都道府県からの委託を受けて指導を行うこととする。 (児童福祉法第二十六条第一項及び第二十七条第一項関係)

二 福祉の保障に関する事項

1 居宅生活支援費の支給

- (1) 「児童居宅支援」とは、児童居宅介護、児童デイサービス及び児童短期入所をいうこと。 (児童福祉法第六条の二関係)
- (2) 市町村は、居宅生活支援費の支給決定を受けた障害児の保護者が指定居宅支援事業者が提供する児童居宅支援 (指定居宅支援) を受けたときは、当該指定居宅支援に要した費用について、居宅生活支援費を支給すること。 (児童福祉法第二十一条の十関係)
- (3) 市町村は居宅生活支援費の支給決定を受けた障害児の保護者が、指定居宅支援以外の児童居宅支援を受けた場合において、必要があると認めるときは、これに要した費用について、特例居宅生活支援費を支給することができる。 (児童福祉法第二十一条の十二関係)

2 指定居宅支援事業者

指定居宅支援事業者の指定は、児童居宅生活支援事業を行う者の申請により、児童居宅支援の種類及び児童居宅生活支援事業を行う事業所ごとに都道府県知事が行うこと。 (児童福祉法第二十一条の十七関係)

3 市町村の情報提供等

市町村は、指定居宅支援に関する必要な情報提供、相談及び指導等を行わなければならないこととする。 (児童福祉法第二十一条の二十四第二項関係)

4 居宅介護等の措置

市町村は、児童居宅支援を必要とする障害児の保護者が、やむを得ない事由により居宅生活支援

費又は特例居宅生活支援費の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、居宅介護等の措置を採ることができるものとする。 (児童福祉法第二十一条の二十五第一項関係)

5 助産施設及び母子生活支援施設に係る利用方式に関する事項

- (1) 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村 (都道府県等) は、助産の実施又は母子保護の実施を希望する者からの申込があったときは、その妊産婦に対し助産施設において助産を行い、又はその保護者及び児童を母子生活支援施設において保護しなければならないものとする。 (児童福祉法第二十二条第一項及び第二十三条第一項関係)
- (2) 助産の実施又は母子保護の実施を希望する妊産婦又は保護者は、希望する助産施設又は母子生活支援施設等を記載して都道府県等に申込を行うものとする。この場合において、助産施設又は母子生活支援施設等は、当該妊産婦又は保護者の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わって行うことができるものとする。 (児童福祉法第二十二条第二項及び第二十三条第二項関係)
- (3) 都道府県等は、福祉事務所又は児童相談所より助産の実施又は母子保護の実施が適当である旨の報告又は通知を受けた妊産婦又は保護者に対し、助産の実施又は母子保護の実施の申込の勧奨をしなければならないものとする。 (児童福祉法第二十二条第三項及び第二十三条第四項関係)
- (4) 都道府県等は、妊産婦の助産施設又は保護者の母子生活支援施設の選択及びこれらの施設の適正な運営の確保に資するため、助産施設又は母子生活支援施設の設備及び運営の状況等の情報提供を行わなければならないものとする。 (児童福祉法第二十二条第四項及び第二十三条第五項関係)

児童福祉施設の設置者に対する監督に関する事項

都道府県知事は、厚生大臣の定める最低基準を

維持するため、児童福祉施設の設置者に対して、報告の徴収、立入検査等を行うことができることとする。 (児童福祉法第四十六条第一項関係)

四 費用に関する事項

- 1 市町村が支弁する居宅生活支援費又は特例居宅生活支援費 (児童デイサービスに係るものを除く。) に係る都道府県及び国の補助について、都道府県はその四分の一以内を、国はその二分の一以内を補助できることとする。 (児童福祉法第五十三条の二及び第五十五条の二関係)

五 その他所要の規定の整備を行うこと。

第六 社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正の要点

一 退職手当共済契約の当事者及び退職手当金の受給者の範囲に関する事項

- 1 退職手当共済契約を締結することができる者を社会福祉施設又は特定社会福祉事業 (社会福祉施設等) を経営する社会福祉法人とすること。 (社会福祉施設職員等退職手当共済法第二条第四項関係)
- 2 社会福祉施設等の業務に常時従事する職員 (社会福祉施設等職員) に加えて、退職手当共済契約の当事者である社会福祉法人が経営する施設若しくは事業であって社会福祉・医療事業団が承諾したもの又は社会福祉施設等の業務に常時従事する社会福祉施設等職員以外の職員 (申出施設等職員) を退職手当金の支給を受けることができる者とする。 (社会福祉施設職員等退職手当共済法第二条第六項関係)

二 退職手当金の算定基準に関する事項

退職手当金の算定基準について、国家公務員退職手当の算定基準に準じたものに見直しを行うこと。 (社会福祉施設職員等退職手当共済法第八条、第九

条及び第九条の二関係)

三 掛金に関する事項

社会福祉施設等職員に係る掛金及び申出施設等職員に係る掛金の額は、退職手当金の支給に要する費用の予想額、社会福祉施設等職員及び申出施設等職員の見込数等に照らし、おおむね五年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならないものとする。 (社会福祉施設職員等退職手当共済法第十五条関係)

四 費用に関する事項

国は、社会福祉施設等職員に係る退職手当金の支給に要する費用の三分の一以内を補助することができることとする。 (社会福祉施設職員等退職手当共済法第十八条関係)

五 その他所要の規定の整備を行うこと。

第七 民生委員法の一部改正の要点

一 民生委員の理念に関する事項

常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めることを民生委員の理念とすること。 (民生委員法第一条関係)

二 民生委員推薦会に関する事項

民生委員推薦会の委員の要件に、当該市町村の区域の実情に通ずる者であることを追加するとともに、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する看でなければならないことを削除すること。 (民生委員法第八条関係)

三 民生委員の職務に関する事項

民生委員の職務として、援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の捏

供その他の援助を追加するほか、所要の改正を行うこと。 (民生委員法第十四条関係)

四 その他

- 1 民生委員を名誉職としていた規定を削除し、民生委員には給与を支給しない旨を明確にすること。 (民生委員法第十条関係)
- 2 「統制」等の用語を改めること。

第八 生活保護法の一部改正の要点

「収容」等の用語を改めること。

第九 公益質屋法の廃止

公益質屋法を廃止すること。

第十 その他

この法律は、公布の日から施行すること。ただし、次に掲げる事項は、それぞれに定める日から施行すること。

- (1) 第二の一三(2)のうち身体障害者生活訓練等事業及び盲導犬訓練施設を経営する事業を第二種社会福祉事業に追加する部分、第三の一(2)及び(4)、第五の二五並びに第六 平成十三年四月一日
 - (2) 第二の五1、第三の二(7を除く。)及び三、第四の二及び三並びに第五の二1から4まで及び四 平成十五年四月一日
- 二 この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うものとする。